



夏の宝くじ☆今年は6億円！！だったそうです。宝くじの当選金はどんなに高額であっても非課税ですが、なぜだかご存知ですか？？これは「当せん金付証票法」に定められており、宝くじの運営母体が自治体で、宝くじを購入した人はすでに購入代金の約40%を税金として納めており、収益金として発売元の各自治体の収益となっているのです。

～☀夏到来☀～

消費税 Q&A

<夏祭りの協賛金>

I 広告宣伝費となる場合

- ✓ お祭りの会場に提灯やのぼりが並び、そこに協賛企業の社名が書いてあるような場合
- ✓ パンフレットやホームページで協賛企業の広告掲載がある場合
- ✓ 花火大会で、花火が打ちあがった後に協賛者として企業名がアナウンスされるような場合
»»» 広告宣伝費として課税仕入となります。



II 交際費となる場合

- ✓ 特定の顧客やお得意先の関心を惹くためや取引先獲得の為に協賛金を支払った場合
»»» その支出は交際費となる可能性があります。またお祭りの主催者が取引先である場合も注意が必要です。

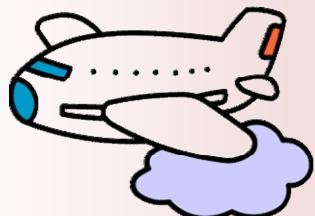


III 寄付金となる場合

- ✓ 特に広告的な意味合いなどがない、お祭りなどへの現金の寄付・協賛金
»»» 対価性のない寄付金として不課税取引となります。ただし、お神酒など物品を購入しての寄付は課税取引となりますので、ご注意ください。物品であっても、ビール券や商品券などは非課税取引となります。

<航空料金にかかる消費税>

海外出張で旅行代理店を利用される方が多いと思います。この時の具体的な個々のサービスに応じて消費税の取扱いが変わってきます。航空料金の請求書に記載された各項目の消費税は以下の通りになります。



- | | |
|--|--------------|
| ○航空運賃：国内線は課税・国際線は免税 | ○海外航空保険料：不課税 |
| ○国内空港使用料：課税（内税） | ○発券手数料：課税 |
| ○海外空港諸税：不課税※出入国税、空港施設使用料、税関審査料、保安料などの料金。 | |
| ○燃油サーチャージ料：不課税 | |
| ○査証（ビザ）料金：不課税 | |

※申請代行による旅行会社への手数料は課税

<施行日前に領収している旅客運賃等に係る経過措置>

平成26年4月1日を施行日として、消費税の税率が5%から8%に引き上げられましたが、それに伴い旅客運賃等については、一定の経過措置が設けられており、下記のような旅客運賃等を平成26年3月31日までに領収している場合は旧税率（5%）が適用されることになっています。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶または航空機に係る旅客運賃（料金を含む）
- ② 映画、演劇、などの見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、または聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場などへの入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園など、不特定かつ多数の者が入場する施設または場所への入場料金

『国民年金保険料』

»»» 2年前納で保険料が割引になります！

国民年金の前納制度に平成26年4月1日から「2年前納」が加わり4種類となりました。

☆手続きの方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)へ提出。

※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要になります。

☆メリット

①「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で14,000円程度の割引になります。

口座振替による保険料(上段)と割引額(下段)

| | 6ヶ月前納 | 1年前納 | 2年前納 |
|--------|---------------------|----------------------|--------------------------|
| 平成26年度 | 90,460円 (1,040円) | 179,160円 (3,840円) | 355,280円(※) (14,800円) |

今月の いろいろ 「掲示板」

〈定時決定で確定した標準報酬月額はいつ改定?〉

毎年1回、7月1日になる前の3ヶ月(4月、5月、6月)に支払った報酬月額を算定基礎届により事業主から提出され、このときに、標準報酬月額を決め直します。ここで決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって 10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されることになります。

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月分は9月30日支給の給与から控除になりますので、ご注意ください。

今月の いろいろ 「掲示板」

〈教育資金一括贈与非課税期間の延長〉

日本経済新聞朝刊に、教育資金一括贈与、非課税期間を2~3年延長する旨の記載がありました。年末の税制調査会で正式に決定されるそうです。

» 改正の要旨

- ①高齢者に偏る金融資産の子や孫への移転を促進。
- ②2015年末で切れるこの制度を2~3年延長。
- ③非課税対象のお金の使い道を教育資金以外にも拡充する案も浮上

» 現行制度は……

2015年末までに祖父母が孫に教育資金を贈った場合、1,500万円まで贈与税がかかりません。信託銀行へ専用口座を設ける必要があります。

スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<http://ameblo.jp/yaraichotax/>



今月のあなたの運勢

A型

自然体で過ごすことが吉運向上の鍵。休日には温泉で気分転換を図るなど、時の流れに身を任せてみましょう。

B型

チャンスを逃さないためにも周囲の様子に気を配りましょう。ここぞという時には先手必勝。敏速に行動を☆

O型

これまで抱えていた問題を解決するのに良い時期です。専門家に協力を頼み、確実に処理することが肝心です。

AB型

とにかく空回りしやすい今月は、焦らず着実に進むこと。小さな積み重ねでも結果が残せるこを優先すべし☆

✿血液型編✿



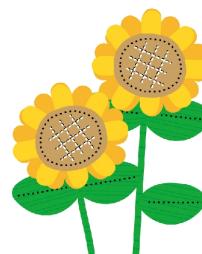
優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。